

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
1	全般	昨年度からの主な変更点を教えてください。	次のとおりです。 ・既存設備の保守又は機能向上に係る事業のうち、エネルギー効率の向上を主たる目的とするものを補助事業に追加する。 ・補助事業の着手を「工事等に着手した日又は導入する設備が納品された日のいずれか早い日」と規定。（交付決定前に着工・納品していない事業が補助対象となりました。）

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
2	全般	中小企業等とはどのような事業者ですか。	次のいずれかに該当する事業者のことを指します。 ア．中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの (ア) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有していること。 (イ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有していること。 (ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。 ※個人事業者の場合は、青色申告を行っている者に限ります。 イ．学校法人 ウ．一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人 エ．医療法人 オ．社会福祉法人 カ．中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体 キ．アからカに掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者
3	全般	「中小企業等」の中の「中小企業者」に該当するかの判断基準として、「常時使用する従業員数が〇人以下」というのがありますが、ここでいう従業員数は、親会社や関連会社などを含めた、いわゆる連結の従業員数で判断するのですか。それとも、申請者単体の従業員数で判断するのですか。	申請者単体の従業員数で判断します。
4	全般	交付申請の受付はいつからいつまでですか。	令和7年6月2日（月）から令和7年11月28日（金）までとなりますが、申請金額が予算額を超えしだい、受付を終了します。

令和 7 年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
5	全般	令和 7 年度の補助金の予算はどのくらいですか。	3 億7500万円です。
6	全般	補助額はいくらですか。	補助額は補助対象経費の 3 分の 1 で、上限は500万円です。 なお、かながわ再エネ電力利用認定事業者又はかながわ脱炭素チャレンジャーは、上限が600万円となります。
7	全般	かながわ再エネ電力利用認定事業者とはどのような事業者ですか。	かながわ再エネ電力利用応援プロジェクトにおいて、再エネ電力を利用していることを県に報告し、かながわ再エネ電力利用事業者認定証の交付を受けた県内事業者等です。 かながわ再エネ電力利用事業者認定証の交付を受けている場合は、補助上限額が、500 万から600万円になります。 詳しい内容については、県ホームページをご覧ください。 (かながわ再エネ電力利用応援プロジェクトホームページ) https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/re100project.html
8	全般	かながわ脱炭素チャレンジャーとはどのような事業者ですか。	「2050年までの脱炭素化」を宣言するとともに、「事業活動温暖化対策計画書」を提出し、県の認証を受けた中小企業等です。 詳しい内容については、県ホームページをご覧ください。 (かながわ脱炭素チャレンジ中小企業ホームページ) https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/challenger.html

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
9	全般	交付申請時にかながわ再エネ電力利用認定事業者又はかながわ脱炭素チャレンジャーでない と、補助上限600万円の適用は受けられませんか。	交付申請時に、「かながわ再エネ電力利用認定事業者」又は「かながわ脱炭素チャレンジャー」として、「認定（認証）済」又は「申請済・審査中」と申し出た場合は、補助上限額が500万から600万円に増額されます。 つまり、必ずしも交付申請時に「かながわ再エネ電力利用認定事業者」又は「かながわ脱炭素チャレンジャー」でなくても、それぞれの制度に申請済で審査中であれば補助上限額600万円の適用は受けられます。 ただし、「申請済・審査中」と申し出て補助上限額600万円の適用を受けた場合で、実績報告時までに認定（認証）を受けられなかった場合は、通常の補助上限額500万円となります。
10	全般	他の補助金との併用は可能ですか。	県内市町村や国が交付する補助金とも併用が可能です。 ただし、本補助金と国や市町村の補助金の交付要件等は異なりますので、各補助金の交付要件等もご確認ください。 また、本補助金と国や市町村の補助金との合計額が補助対象経費を超えることはできませんのでご注意ください。
11	全般	交付申請をしてから補助金を受領するまでの手続の流れを教えてください。	補助金交付申請の主な手続の流れは、次のとおりです。 （★印＝申請者の手続、☆印＝事務局及び県の手続）。 ★交付申請書提出→☆書類審査→（★必要に応じて補正）→☆交付決定→★交付決定通知受領→★工事着手→★工事完了・工事代金支払完了→★実績報告書提出→☆書類審査→（★必要に応じて補正）→☆補助額確定→★補助金受領

令和 7 年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
12	全般	交付申請前に省エネ診断を受診する必要はありますか。	補助金交付要件において、省エネ診断の受診は求めているため、省エネ診断を受診していなくても交付申請をすることは可能ですが、実績報告書提出時までに、できる限り受診してください。 なお、「令和 3 年度から令和 7 年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの」を導入する場合又は保守事業を実施予定の場合は、県又は県が指定する機関が実施する省エネ診断の受診が必須となりますのでご注意ください。 また、県又は県が指定する省エネ診断実施機関は次のとおりです。 申込み方法などは各機関のホームページをご確認ください。 【県が実施する省エネルギー診断】 ・神奈川県 中小企業省エネルギー診断 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/syoueneshindan.html 【県が指定した機関が実施する省エネルギー診断】 ・（一財）省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」 https://www.shindan-net.jp/service/shindan ・経済産業省 地域エネルギー利用最適化取組支援事業（省エネお助け隊） https://shoeneshindan.jp/ ※令和 6 年度以前の同種の事業を含みます。

令和 7 年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
13	補助対象事業者	補助事業者の要件は何でしょうか。	補助事業者の要件は、補助事業を実施する中小企業等で、以下の(1)～(10)の要件を全て満たす者です。 (1)過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。 (2)過去 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。 (3)次の申立てがなされていないこと。 ア. 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て (4)債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。 (5)補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。 (6)県税その他の租税を滞納していないこと。 (7)神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。 (8)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。 (9)当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。 (10)当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。
14	補助対象事業者	マンション管理組合は補助事業者となりますか。	マンション管理組合は「中小企業等」に該当しないため、補助事業者とはなりません。 なお、事業の用に供するマンションを所有するオーナーが申請者となり、オーナーが所有している設備（共用部の照明など）を更新する場合は、その他の要件を満たせば補助事業者となります。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
15	補助対象事業者	宗教法人や商工会議所は対象者になりますか。	対象者になります。
16	補助対象事業者	補助対象とならない業種はありますか。	補助対象とならない業種はありません。
17	補助対象事業者	補助事業を実施する工場は神奈川県内にありますが、本社は神奈川県外にあります。補助対象となりますか。	補助事業を実施する建物が神奈川県内に所在する場合、補助対象となります。
18	補助対象事業者	神奈川県内に所有している2つの工場に、それぞれ補助対象設備を導入（更新）することを検討しています。その場合、交付申請は工場ごとになりますか。	交付申請は工場等単位となりますので、この場合、それぞれの工場ごとに分けて交付申請することになります。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
19	補助対象事業者	1つの工場において、LED照明設備とボイラーを導入（更新）することを検討しています。それぞれ分けて交付申請することはできますか。	交付申請は、同一工場等につき同一年度に1回限りとなりますので、この場合、同一工場において、それぞれの設備に分けて2回交付申請することはできません。LED照明設備とボイラーの導入（更新）を合わせて交付申請するか、どちらかの設備のみで交付申請するかいずれかとなります。
20	補助対象事業	どのような事業が補助対象となりますか。	<u>中小企業等が、所有権を有し、事業の用に供する県内の建物（土地）において実施する、次の①及び②の事業が補助対象となります。</u> ① 既存設備の更新事業 (1) 空気調和設備（法定耐用年数を経過していること。） (2) LED照明設備（誘導灯を含む。ただし、光源部のみの交換やLED照明設備からLED照明設備への交換は除く。） (3) ボイラー（燃料転換による更新を含む。） (4) 給湯設備 (5) コンプレッサー (6) 変圧器（高圧引込整備工事等は除く。） (7) ガスコージェネレーションシステム (8) エネルギーマネジメントシステム（自動制御機能を備えているものに限る。） (9) 令和3年度から令和7年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記(1)～(8)以外の設備であって、知事が適当と認めるもの ② 既存設備の保守又は機能向上に係る事業 ※令和3年度から令和7年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった以下の事業 (1) 空気調和設備の薬液洗浄（オーバーホールを含む。） (2) 空気調和設備の室外機の日射対策（断熱塗料の塗装を含む。） (3) 既存設備のインバータ化（センサーによる制御又は既存のLED照明設備への人感センサー若しくは調光制御設備の追加設置を含む。） (4) 既存設備の配管の保温又は空気漏れ若しくは漏水の防止

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
21	補助対象事業	「中小企業等が、所有権を有し、事業の用に供する県内の建物（土地）において実施する、次の①及び②の事業」とありますが、どのような形態であれば所有していることとなりますか。	建物（又は土地）及び対象設備の所有権を有している必要があります（いわゆるテナントの形態で入居している場合、建物の所有権は有していないため、入居事業者からの申請は対象外となります。）。
22	補助対象事業	ガスコージェネレーションシステムとはどのような設備ですか。	天然ガスを主原料とするガスを燃料とし、発電機を駆動する方式のガスエンジン又はガスタービンを用いたコージェネレーションシステムのことを指します。
23	補助対象事業	エネルギーマネジメントシステムとはどのような設備ですか。	設備機器等の稼働状況を常時感知するセンサーや、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）内の使用エネルギーをコントロールするための自動制御器及び制御盤等により、設備機器を監視、把握、管理するとともに、工場等の生産予測に基づいて設備機器の制御を行うシステムのことを指します。
24	補助対象事業	「令和3年度から令和7年度までに受診した省エネ診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの」とはどのような設備ですか。	主には冷凍・冷蔵設備や生産設備を想定していますが、省エネに資する設備か検討した上で補助対象設備とするか判断いたしますので、まずは事務局へご相談ください。 なお、この規定により導入する設備が、トップランナー制度の対象となっている、又は「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」の指定設備となっている場合、「知事が別に定める基準等」を満たしている必要があります。
25	補助対象事業	「令和3年度から令和7年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった、既存の所有設備の保守又は機能向上に係る事業のうち、エネルギー効率の向上を主たる目的とするものであって、知事が適当と認める事業」とはどのような事業ですか。	以下の4事業を指します。 (1) 空気調和設備の薬液洗浄（オーバーホールを含む。） (2) 空気調和設備の室外機の日射対策（断熱塗料の塗装を含む。） (3) 既存設備のインバータ化（センサーによる制御又は既存のLED照明設備への人感センサー若しくは調光制御設備の追加設置を含む。） (4) 既存設備の配管の保温又は空気漏れ若しくは漏水の防止

令和 7 年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
26	補助対象事業	複数の種類の設備を組み合わせて交付申請可能ですか。	補助対象設備であれば、複数の組合せで交付申請をすることができます。 例えば、空気調和設備とＬＥＤ照明設備を組み合わせて交付申請することも可能です。
27	補助対象事業	補助対象事業の要件は、どのようなものがありますか。	次の(1)～(5)の要件を全て満たす必要があります。 【補助事業の要件】 (1)導入設備が、知事が別に定める基準等を満たしていること。 (2)導入設備が、リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備及び複数の事業者で共同購入する設備でないこと。また、既存設備及び導入する設備の所有権を有すること。（共有を除く。） (3)全て未使用品であること。 (4)補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間３トン以上であること。 (5)補助金の交付申請の際、補助事業に着手していないこと（着手日とは、工事等に着手した日又は導入する設備が納品された日のいずれか早い日のことを言います。）。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
28	補助対象事業	「知事が別に定める基準等」とは、どのような基準ですか。	次のとおりとなりますので、導入設備はいずれかの基準を満たす必要があります。 ①エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第149条第1項に基づく、いわゆるトップランナー制度において定められた省エネ基準達成率が100%以上の設備 ②経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型（令和6年度補正予算）」において補助対象設備として登録、公表されている設備 ①の基準を満たしている設備の場合、カタログ等に「省エネ法基準値クリア」などの表示があります（統一のマークはありません。）。なお、トップランナー制度の概要については下記ホームページをご覧ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/ ②の基準を満たしている設備の場合、下記ホームページで登録・公表されています。 https://sii.or.jp/setsubi06r/search/
29	補助対象事業	「補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以上」とは、どういうことですか。	補助事業実施前と実施後（見込み）の年間エネルギー使用量を比較して、二酸化炭素の排出量に換算した場合に、削減量が3t-CO2以上となることです。 原則として、排出量削減効果算定シートを使用して算出してください（「排出量削減効果算定シート」は県ホームページからダウンロードすることができます。）。なお、ガスコージェネレーションシステム及びエネルギーマネジメントシステムについては、算定シートを用意していないので、削減見込み量が分かる書類（任意様式可）を提出してください。 例：「電力使用量が年間7,000kWh削減される場合」 $7,000\text{kWh} \times 0.431 \text{（排出係数）} \div 1,000 = 3.0\text{t-CO}_2 \geq 3\text{t-CO}_2$
30	補助対象事業	設備を新たに導入する場合は補助対象となりますか。	ガスコージェネレーションシステムとエネルギーマネジメントシステムを除いて、補助対象は既存設備の更新に限ります。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
31	補助対象事業	壊れている設備を新しくする場合は補助対象となりますか。	補助対象となりません。
32	補助対象事業	空気調和設備について、所有権を有する工場等に設置する場合には補助対象となりますか。	「知事が別に定める基準等を満たしている」、「補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以上である」等の要件を満たすのであれば、補助対象となります。
33	補助対象事業	LED照明設備について、光源のみの交換や、バイパス工事（既存の安定器の線を切断しLED照明と直結する配線工事）によるLED照明化は補助対象となりますか。	補助対象となりません。 LED照明設備の導入に関しては、工事を伴う器具ごとの交換を行う必要があります。
34	補助対象事業	LED照明設備について、非常灯のLED照明化は補助対象となりますか。	補助対象となりません。なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）に基づく誘導灯は対象となります。
35	補助対象事業	変圧器の更新に関しては、高圧引込工事やキュービクル本体の工事も対象になりますか。	変圧器本体の更新工事のみ対象になりますので、高圧引込整備工事やキュービクル工事は対象外です。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
36	補助対象事業	リース契約による設備導入は補助対象となりますか。	補助対象となりません。
37	補助対象事業	補助対象経費とはどのような経費ですか。	設計費（設備の設置に向けた設計に要する経費）、設備費（設備の購入及び製造等に要する経費）、工事費（設備の設置（又は保守事業）に要する経費）が補助対象経費となります。
38	補助対象事業	補助対象とならない経費にはどのようなものがありますか。	補助対象とならない経費の一例は次のとおりです。 【補助対象外経費】 ・撤去費、処分費 ・排出量を削減する目的と関係がない機能等の追加に係る経費 ・予備又は将来用のものに要する経費 ・既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る経費 ・中古設備の導入に係る経費 ・土地の取得に係る経費 ・賃借料 ・建屋の新築、増改築等に係る経費 ・リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備や複数の事業者で共有する設備に係る経費 ・振込手数料等金銭の授受に要する経費 ・収入印紙代、各種保険料 ・本補助金の交付申請のための書類作成・送付に係る経費 ・内訳が不明瞭な経費 ・消費税及び地方消費税相当額
39	補助対象事業	既に着手している事業も対象となりますか。	対象となりません。 なお、着手とは、「工事等に着工した日」又は「導入する設備が納品された日」のうち、いずれか早い日を指しますが、着手していなければ、交付決定前（申請時）の契約・発注は可能です。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
40	交付申請	同様の工場において、過去に補助を受けたことがあります。今年度申請することは可能でしょうか。	申請可能です。
41	交付申請	「役員等氏名一覧表」には、全ての役員を記載する必要がありますか。	登記事項証明書に記載された役員全員を、登記事項証明書に記載されているとおりに記載してください。 ※役職名、フリガナ、生年月日、お住いの住所について、お間違えのないように記載してください。
42	交付申請	「現況写真」や「図面」を作成するにあたって、注意することはありますか。	写真の撮影に当たっては、施工箇所の概況が分かる写真を撮影してください。 例：オフィス内の蛍光灯を全てLED照明に更新する場合 ・代表的な施工箇所（事務室や会議室、廊下、トイレ等々）で、それぞれの照明の全体的な配置が分かる程度の写真を撮影 なお、撮影方向に関しては、様式内等に番号等を記載するとともに、図面（全体配置図や導入設備据付図等）にも同様に番号等を記載して、どの方向から撮影したのかが分かるようにしてください。
43	交付申請	「経費の内訳書類」の記載事項の注意点は何か。	次のとおりです。 ○次の内容を記載してください。 ・補助対象設備の型番 ・設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳 ・補助対象経費と補助対象外経費の別 ○値引きをする場合は、原則として、値引き後の金額を記載してください。 ○補助対象外経費となる箇所については、備考欄等に「補助対象外経費」と記載するなど、確認できるようにしてください（補助対象経費と補助対象外経費の内訳が不明瞭な経費は、対象外となりますのでご注意ください。）。 ○複数種類の設備（LED照明設備と空気調和設備等）を導入する場合は、設備ごとに経費の内訳がわかるように記載してください。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
44	交付申請	「中小企業等が、所有権を有し、事業の用に供する県内の建物（土地）において実施する」事業とありますが、賃貸している店舗は対象外ということでしょうか。	設備及び事業実施場所の所有権を有している場合を補助対象としており、賃貸（テナント）店舗は事業実施場所の所有権を有していないため対象外になります。
45	交付申請	仕様書やカタログ、排出量の削減効果の算定資料を添付する上での注意点は何か。	次のとおりです。 【仕様書やカタログを添付する上での注意点】 ・型番や仕様（定格消費電力やエネルギー消費効率等）が確認できるものをご提出ください。 ・トップランナー制度において定められた省エネ基準達成率が100%以上の設備の場合、達成していることが確認できるものをご提出ください。 【排出量の削減効果の算定資料を添付する上での注意点】 ・原則として指定の様式（排出量削減効果算定シート）を県ホームページからダウンロードし、必要なデータを入力して排出量の削減効果を算出してください。 ※ガスコージェネレーションシステム及びエネルギーマネジメントシステムの導入による「補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以上」の算定に関しては、排出量削減算定シートではなく、任意様式により示してください。 ※「令和3年度から令和7年度までに受診した省エネ診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの」を導入する場合は、省エネ診断報告書により排出量の削減効果を示してください。
46	交付申請	交付申請書類の提出はどのようにすればよいですか。	県の電子申請システムでご提出ください。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
47	交付申請	交付申請の受付は先着順ですか。	先着順です。 全ての書類が過不足なく事務局に届いた日を受付日（収受日）とします。 ※申請期間内であっても、申請金額が予算額を超えた時点をもって受付を終了しますので、ご注意ください。
48	交付申請	交付申請書受付から交付決定までどれくらいかかりますか。	交付申請書類の受付後、事務局及び県において審査を行います。交付申請書類の不備や、交付申請書の記載内容と添付書類の内容との不整合等がある場合、事務局より、書類の補正や再提出等の依頼をさせていただきます。補正の依頼等にご対応いただき、書類が全て整ってから約3週間程度で交付決定となります。 速やかな交付決定を行うためにも、交付申請書類をご作成及びご提出される際には、補助金申請の手引き及びチェックリストを十分にご確認いただきますようお願いいたします。
49	交付申請	交付申請をすれば、必ず交付されますか。	審査により、補助金交付要件を全て満たしたものと認めた場合に交付決定をします（認められない場合は不交付決定をします。）。
50	実績報告	実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか。	補助事業の完了の日（※）から1か月以内に提出する必要があります。 ※「補助事業の完了の日」とは、「補助事業に係る工事の完了」及び「全ての代金の支払いを完了」のうち、いずれか遅い日ですが、遅くとも令和8年2月27日（金）までに完了している必要があります。
51	実績報告	工事の完了や施工業者への支払いは、いつまでに完了すればよいですか。	遅くとも令和8年2月27日（金）までに工事を完了し、施工業者へ補助事業の実施に係る全ての代金を支払う必要があります。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
52	実績報告	「実施状況が確認できる写真」は、どのように撮影すればよいですか。	施工箇所の概況が分かる写真を撮影していただきますが、撮影に当たっては、交付申請時と同じアングルで撮影していただき、交付申請時の現況写真に記載した番号等と同様の番号等を記載してください。
53	実績報告	「納品を証する書類」、「工事完了を証する書類」及び「支出を証する書類」の記載事項の注意点は何か。	「納品を証する書類」、「工事完了を証する書類」及び「支出を証する書類」のいずれか、あるいはその付属資料に、次の内容を記載してください。 ・補助対象設備の型番 ・設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳 ・補助対象経費と補助対象外経費の別 ※補助対象外経費となる箇所については、備考欄等に「補助対象外経費」と記載するなど、確認できるようにしてください。
54	実績報告	実績報告書の提出はどのようにすればよいですか。	県の電子申請システムでご提出ください。
55	実績報告	補助金はいつ受け取ることができますか。	実績報告書類の受付後、事務局及び県において審査を行います。実績報告書類の不備や、実績報告書の記載内容と添付書類の内容との不整合等がある場合、事務局より、書類の補正や再提出等の依頼をさせていただきます。補正の依頼等にご対応いただき、書類が全て整ってから県が補助額の確定をし、その後、約2週間程度で補助金を指定口座へ振り込みます。 速やかに手続を行うためにも、実績報告書類をご提出いただく際には、補助金申請の手引き及びチェックリストを十分にご確認いただきますようお願いいたします。
56	その他	施工業者が申請等の手続を代行してもよいですか。	申請手続やその後の補正連絡も含め、必ず申請者自身が責任をもってご対応ください。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
57	その他	交付を受けた補助事業の内容（機種や台数の変更等）が変更する見込みになった場合はどうしたらよいですか。	<u>独自に判断せず、速やかに事務局へ報告の上、指示に従ってください。</u> なお、変更により、知事が別に定める基準等を満たさなくなったり、補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン未満となったりした場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。 また、変更が適当であると承認した場合でも、交付決定した金額を増額することはできません。
58	その他	交付決定を受けた補助事業を廃止しようとする場合はどうしたらよいですか。	速やかに事務局へ報告の上、指示に従い、廃止承認申請書（第7号様式）を提出し承認を得てください。
59	その他	申請者の氏名（法人の場合は、名称や代表者氏名）や所在地を変更した場合はどうしたらよいですか。	変更内容が分かる書類を添えて、速やかに書面により提出してください。
60	その他	交付決定を受けた内容や条件に不服がある場合は、申請を取り下げることができますか。	交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までであれば、申請の取り下げをすることができます。 交付決定を受けた補助事業を取り下げようとする場合は、速やかに事務局へ報告の上、指示に従ってください。
61	その他	交付決定が取り消されることはありますか。	次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。 (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
62	その他	トップランナー基準とはどういうものなのでしょうか。	省エネ基準とも言われ、エネルギー消費効率の向上を目的として定められた基準値です。基準を満たしている製品はエネルギー消費効率が優れております。本補助制度の主要な対象設備では、下記の設備に基準値が設けられています。 ・LED照明設備（照明器具） ・空気調和設備（エアコンディショナー） ・ボイラー、給湯設備（ガス温水機器、石油温水機器、ヒートポンプ給湯器） ・コンプレッサー（交流電動機） ・変圧器（変圧器）
63	その他	省エネルギー診断というものはどういうものなのでしょうか。	基本的には、省エネ診断士が現地に出向いて、設備の確認やエネルギーの使用状況を調査します。ヒアリング内容や提供された設備等の情報を分析し、省エネルギー診断報告書として取りまとめ、効果的な省エネ対策を提案するものです。本補助金の申請には省エネルギー診断は必須ではありませんが、積極的な受診検討をお願いします。
64	その他	この補助金は、法人税法における圧縮記帳のできるものなのでしょうか。	圧縮記帳については税務署が管轄しております。所轄税務署にお問い合わせください。
65	その他	導入効果報告書は必ず提出しなければならないのですか。	補助金の交付を受けた事業者は、事業が完了した月の翌月から1年間の実績（排出量の削減量等）について確認し、当該期間が終了する月の翌月の末日までに、導入効果報告書（第16号様式）を提出する必要があります。 【導入効果報告書の提出事例】 「令和7年11月15日に補助事業が完了した場合」 ①令和7年12月～令和8年11月までの毎月のエネルギー使用量等を確認し導入効果報告書に記録 ②令和8年12月31日までに導入効果報告書を提出

令和7年度中小企業省エネルギー設備導入費等補助金 よくある質問

No.	項目	質問	回答
66	その他	施工業者等への代金の支払いは、クレジットカード決済でもよいですか。	原則、現金又は銀行振込での支払いが必要です。（クレジットカード決済等は不可）